

平成27年労第468号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

被災者は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に警備員として雇用され、平成〇年〇月〇日、C会社が元請として施工していた外壁補修工事現場（以下「本件工事現場」という。）において交通誘導の業務に従事していた。

被災者は、本件工事現場において、盛り替え作業中のゴンドラのワイヤーのたるみを取っていたところ、ゴンドラの鉄冊とワイヤーとの間に頸部を挟まれて負傷した（以下「本件事故」という。）。

被災者は、同日、D病院に救急搬送され「意識障害、急性呼吸不全、誤嚥性肺炎、両側総頸動脈損傷、低酸素血症、低酸素性脳症、脳梗塞」（以下「本件傷病」という。）等と診断され、その後、意識不明の状態が続いている。

請求人（被災者の成年後見人）は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件事故は業務逸脱中の行為であり、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に発生した本件事故による本件傷病は、業務上の事由によるものと主張するので、以下、検討する。

(2) 被災者は、工事場所の下を通行する住民等を誘導して安全を確保するよう警備指令を受け、本件事故当日は、歩行者誘導を行うこととなっていたものと認められる。

(3) 本件事故は、本件工事現場において、ゴンドラ盛り替え作業が行われていた際、被災者がゴンドラの床下に手を入れてワイヤーのたるみをとる作業を行ったところ、発生したものと認められる。同作業に際しては、ゴンドラは地上に降ろされ、付近にはカラーコーンが設置され、また、立ち入り禁止措置が講じられていた。

(4) 被災者が「たるみを取る作業」を行った経緯について、Fによると一人でゴンドラの西側のモーターと東側のモーターを行ったり来たりしながらワイヤーを取り付ける作業を特段の問題もなく進めていたところ、何らの指示もしていないにもかかわらず、被災者が、西側のモーターの床下に手を入れて、作業を手伝い始めたとしている。Fは、被災者が手伝ってくれていることに気付いたが、被災者が手伝ってくれた方が作業も早く終われるし、特に危ないこともないだろうと思って、やめさせなかった旨述べている。

また、Gによると、本件事故当日の作業は、GとFの二人で十分できる作業

であり、被災者は警備員だったので、今回の盛り替え作業でも、その他の作業でも被災者に手伝ってもらったことはない旨述べており、F及びHも、これまで被災者が現場作業を手伝ったことはない旨述べている。Fの申述は、当日の状況を具体的に述べており、またGの申述とも矛盾しておらず、Fの申述の信用性を疑うものはない。

- (5) 会社は、警備員に対して、警備に専念すること、作業員の手伝いをしないこと、警備作業に専念せずに警備業法違反で怪我した場合には、補償がないことなどを説明し、作業員からの手伝いの指示があったとしても、警備業務に専念すること及び作業員の手伝いをしないことなどの教育・指導を行っており、契約先から手伝うよう強く言われた場合には会社に報告するようするなどの連絡体制をとっていたものと認められる。被災者に対しても、警備業務に専念して、他の業務を行わないことを記載した警備計画書を渡していたことが認められる。
- (6) 被災者は、Fから、具体的に指示を受けてゴンドラのワイヤーのたるみを取る作業を行ったものとは認められず、被災者のいわば善意により、たまたま作業を行ったものと推認される。そうすると、被災者は、自らの事業主である会社からの業務命令はもちろんのこと、一時下請会社のI会社の業務命令もない中、工事現場を通行する者を誘導により安全を確保するという本来業務を勝手に中断して、本件事故に遭遇したものと判断される。被災者がゴンドラの盛り替え作業を手伝う安全上の必要性は乏しく、むしろ被災者が当該作業を行うことで、立ち入り禁止区域に関係者以外の者が立ち入る危険性が生じるものであったことに鑑みると、本件事故に業務起因性を認めることは困難である。
- (7) 請求人は、本事故発生時の被災者の行為は、危険責任の法理、工事現場に派遣される警備員の実態を考慮すれば、警備業務に付随する密接に関連した補助的業務として、業務遂行性が認められるべきである旨主張するが、本件事故発生時の被災者の行為は、あらかじめ警備計画書により指示されていた「工事場所下を通行する住民等を誘導して安全を確保する」という本来の警備業務から逸脱しており、警備業務に付随する補助的業務とも認められない。
- (8) なお、請求人は原処分庁の調査が十分に尽くされていないこと、事実誤認があること等主張しているところ、当審査会においては事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても関係者の申述について、その信憑性等について精査し

たものであることを付言する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。